



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

資料 2

令和8年度税制改正大綱について (自民党・維新の会)

2026年1月
日本証券業協会

要望事項(証券界要望のうち各省庁要望に掲げられたもの)	結果
<p>【NISA制度の更なる利便性向上等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○つみたて投資枠における対象年齢等を見直すこと ○様々な資産運用ニーズに応えるため、対象商品の拡充等に関する措置を講ずること ○つみたて投資枠における指定インデックスの追加の措置を講ずること ○NISA口座開設10年後等の所在地確認の手続きの簡素化及びその他所要の措置を講ずること 	<input type="radio"/>
<p>【確定拠出年金制度の拡充等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○確定拠出年金制度(退職年金等積立金)に係る特別法人税の撤廃又は課税の停止措置の適用期限の延長 	<input type="radio"/> (課税停止措置 :3年延長)
<p>【特定口座等の利便性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○従業員持株会制度等を利用して取得した上場株式等について、振替の方法により持株会等口座から直接移管を行うことが可能な特定口座の範囲を、当該持株会等口座が開設されている金融商品取引業者等と同一の金融グループに属する金融商品取引業者等に開設している特定口座に拡大すること ○金融商品取引業者等が特別徴収した上場株式等の配当等に係る住民税配当割について、所得税の確定申告と同様に、大口個人株主による住民税申告により精算できること 	<input type="radio"/>

I. 実現した要望事項

要望事項(証券界要望のうち各省庁要望に掲げられたもの)	結果
<p>【国際的な金融取引の円滑化のための税制措置】</p> <ul style="list-style-type: none">○外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等(レポ取引)に係る利子の課税の特例について、適用期限の撤廃又は延長及び対象債券等の範囲の拡充を図ること○OECDの新国際課税ルール及び関連する国内法の整備にあたっては実務に与える影響に配慮したものとすること○クロスボーダー投資の活性化に向けて租税条約等に係る手続の見直しを行うこと	<input type="radio"/> (外国ファンドレポ適用期限 :3年延長)
<p>【投資信託・投資法人制度等の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none">○投資法人(インフラファンド)に係る課税の特例における再生可能エネルギー発電設備に係る措置の適用期限の延長及び拡充を行うこと○土地流動化促進等のための長期保有資産に係る買換え特例措置を延長すること○土地の所有権移転登記及び信託登記に係る登録免許税の特例措置を延長すること	<input type="radio"/> (インフラファンド適用期限 :5年延長) (買換え特例:3年延長) (登録免許税:3年延長)
<p>【暗号資産取引等に係る課税の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none">○暗号資産取引に係る必要な法整備と併せて、分離課税の導入を含めた暗号資産取引等に係る課税の見直しを行うこと	<input type="radio"/>

(令和9年~)

つみたて投資枠		成長投資枠	
	こどもNISA		
対象年齢	0~17歳	18歳以上	18歳以上
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税 保有限度額	600万円	1,800万円	1,200万円(内数)
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託	上場株式・投資信託等
運用管理	一定の要件※の下、12歳以降は払出しが可	制限なし	制限なし

※ 資金の使途が子のためのものであり、子が払出しに同意したことを示す書面とともに、親権者等(口座管理者)が申出書を金融機関に提出する。

(出所)令和8(2026)年度税制改正について－税制改正大綱における金融庁関係の主要項目－

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20251226-2/01.pdf>

○つみたて投資枠における対象年齢等を見直すこと

令和8年度税制改正大綱（48～51頁）

(1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)について、次の措置を講ずる。

- ① 非課税口座の口座開設可能年齢の下限を撤廃する。
- ② 特定非課税累積投資契約に係る非課税措置について、次の措置を講ずる。

イ 上記①の改正にあわせ、非課税口座に未成年者特定累積投資勘定を設けられることとともに、特定非課税管理勘定は未成年者特定累積投資勘定とは同時に設けられないこととする。

(注)上記の「未成年者特定累積投資勘定」とは、特定累積投資勘定のうち、令和9年以後の各年(居住者等が、その年1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年に限る。)に設けられるものをいう。

ロ 未成年者特定累積投資勘定には、特定累積投資勘定に受け入れができる公募等株式投資信託(株式投資信託で、その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものをいう。以下同じ。)の受益権のうち次に掲げるもののみを受け入れることとする。

(イ) その居住者等の非課税口座に未成年者特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当該非課税口座が開設された金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した公募等株式投資信託の受益権で、当該期間内の取得対価の額の合計額が60万円を超えないもの(公募等株式投資信託の受益権を当該未成年者特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額及び未成年者特定累積投資勘定に前年末に受け入れている株式投資信託の受益権の購入の代価の額等の合計額が600万円を超えることとなるときにおける当該公募等株式投資信託の受益権を除く。)

(ロ) その未成年者特定累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権の分割等により取得する公募等株式投資信託の受益権

(注)未成年者特定累積投資勘定については、その設けられるべき金融商品取引業者等の営業所に開設している非課税口座以外の非課税口座に設けることはできないこととする。

○つみたて投資枠における対象年齢等を見直すこと

令和8年度税制改正大綱（48～51頁）

ハ 未成年者特定累積投資勘定で管理される公募等株式投資信託につき支払を受ける配当等及び当該公募等株式投資信託の受益権の譲渡の対価等については、非課税口座を開設した居住者等がその年3月31日において18歳である年（以下「基準年」という。）の前年12月31日までは、特定課税未成年者口座において管理しなければならないこととする。

（注）上記の「特定課税未成年者口座」とは、当該居住者等が非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所（当該金融商品取引業者等の関連会社の営業所を含む。）に開設した預貯金口座又は預り金の管理口座をいう。

ニ 未成年者特定累積投資勘定で管理される公募等株式投資信託の受益権は、非課税口座を開設した居住者等の基準年の前年12月31日までは、当該公募等株式投資信託の受益権を当該非課税口座以外の口座に払い出すことはできないこととする。ただし、次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める場合は、この限りでない。

（イ）当該居住者等がその年3月31日において12歳である年の前年以前の各年当該居住者等が、その居住する家屋が災害により全壊したことその他のこれに類する事由（当該事由が生じたことにつき税務署長の確認を受けた場合に限る。）に基くして当該未成年者特定累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権及び特定課税未成年者口座内の金銭等の全てを払い出す場合

（ロ）当該居住者等がその年3月31日において12歳である年以後の各年上記（イ）に定める場合及び当該居住者等が、当該非課税口座が開設された金融商品取引業者等に払出しの基となる事由（当該居住者等に係る学校等の入学金又は授業料その他の当該居住者等の教育費又は生活費の支払に限る。以下「特定事由」という。）その他の事項を記載した書類を提出して当該公募等株式投資信託の受益権を払い出す場合

（注）上記の書類提出手続は当該居住者等の親権者等が行うとともに、上記の書類には特定事由に基くして払い出すことについて当該居住者等の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない（下記ホ（ロ）の書類提出手続についても同様とする。）。

○つみたて投資枠における対象年齢等を見直すこと

令和8年度税制改正大綱（48～51頁）

木 特定課税未成年者口座内の金銭等は、当該特定課税未成年者口座を開設した居住者等の基準年の前年12月31日までは、その金銭等を非課税口座における投資に用いる場合を除き、当該特定課税未成年者口座から払い出すことはできないこととする。ただし、次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める場合は、この限りでない。

- (イ) 当該居住者等がその年3月31において12歳である年の前年以前の各年 上記ニ(イ)に定める場合
(ロ) 当該居住者等がその年3月31において12歳である年以後の各年 上記(イ)に定める場合及び当該居住者等が、当該特定課税未成年者口座が開設された金融商品取引業者等に特定事由その他の事項を記載した書類を提出して当該金銭等を払い出す場合

ヘ 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設した居住者等が基準年の前年12月31日までに、これらの口座の公募等株式投資信託の受益権及び金銭等をこれらの口座から上記ニ及び木の取扱いに反する払出しをした場合には、当該払出しがあった日において公募等株式投資信託の受益権の譲渡又は公募等株式投資信託の配当等の支払があったものとして、次の金額に対して20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率により源泉徴収（特別徴収）を行うこととする。

- (イ) 次に掲げる金額の合計額から、当該非課税口座を開設した日から当該払出しがあった日までの間に当該非課税口座において取得した公募等株式投資信託の受益権の取得対価の額等の合計額を控除した金額

a 当該非課税口座を開設した日から当該払出しがあった日までの間に、当該非課税口座において行われた公募等株式投資信託の受益権の譲渡に係る譲渡対価の額の合計額

b 当該払出しがあった日において当該非課税口座において有する公募等株式投資信託の受益権の価額（時価）の合計額

- (ロ) 当該非課税口座を開設した日から当該払出しがあった日までの間に当該非課税口座において支払を受けた公募等株式投資信託の配当等の額の合計額

(注) 上記(イ)の譲渡所得等の金額の計算上損失が生じた場合には、その生じた損失の金額はなかったものとみなす。また、上記(ロ)の配当所得の金額から控除することもできない。

○つみたて投資枠における対象年齢等を見直すこと

令和8年度税制改正大綱（48～51頁）

- ト 上記へにより源泉徴収された公募等株式投資信託の受益権に係る譲渡所得等の金額は、確定申告不要制度を適用できることとする。
- チ 上記へによる源泉徴収を行う金融商品取引業者等は、当該源泉徴収に係る税額その他の事項について記載した報告書を作成し、これを上記への払出しがあった日の属する月の翌月末日までに、当該居住者等に交付しなければならないこととする。

- 様々な資産運用ニーズに応えるため、対象商品の拡充等に関する措置を講ずること
- つみたて投資枠における指定インデックスの追加の措置を講ずること

令和8年度税制改正大綱（51、52頁）

- ③ 特定累積投資勘定に受け入れることができる公募株式投資信託の受益権及び上場株式投資信託の受益権について、次の措置を講ずる。
 - イ 指定インデックス投資信託及び上場株式投資信託に係る指定指数について、次の措置を講ずる。
 - (イ) 指定指数の範囲に、次に掲げる指数を加える。
 - a 読売株価指数
 - b JPXプライム150 指数
 - (ロ) 指定インデックス投資信託の対象となる株式に係る指定指数のうち、投資信託約款において2以上の指定指数に採用されている資産に投資を行う旨等の定めがあることとの要件が適用されるものについて、投資信託約款において1の指定指数に採用されている資産に投資を行う旨等の定めがあることとの要件が適用される指定指数とともに、上場株式投資信託の対象となる指定指数に加える。
 - 口 指定インデックス投資信託以外の公募株式投資信託の主たる投資の対象資産に係る要件について、対象資産を株式又は公社債（現行：株式）とする。
 - ハ 公募株式投資信託の受益権及び上場株式投資信託の受益権の譲渡等の手数料に係る要件について、対象となる手数料の範囲から、これらの投資信託の受益者が金融商品取引業者等と締結したこれらの投資信託の受益権の定期的かつ継続的な方法による譲渡等に関する契約に基づき当該受益者が当該金融商品取引業者等に対して支払う当該譲渡等の手数料で、通常必要と認められるものを除外する。

つみたて投資枠における指定株式指数(赤枠が今回新たに追加された指数)

日本	全世界	先進国	新興国等
<ul style="list-style-type: none"> • TOPIX • 日経平均株価 • JPX日経インデックス400 • MSCI Japan Index <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> • 読売株価指数 • JPXプライム150指数 </div>	<ul style="list-style-type: none"> • MSCI ACWI Index • FTSE Global All Cap Index <p style="color: red; font-weight: bold;">追加</p>	<ul style="list-style-type: none"> • FTSE Developed Index • FTSE Developed All Cap Index • S&P 500 • CRSP US Total Market Index • MSCI World Index • MSCI World IMI Index 	<ul style="list-style-type: none"> • MSCI Emerging Markets Index • FTSE Emerging Index • FTSE RAFI Emerging Index

(注) 上記のほか、一定の株式指数について、他の指定指数と組み合わせが必要との要件を撤廃する。

◎ 対象商品の拡充等 :②債券中心の投資信託の追加等

若い層 現役層 高齢層

【大綱の概要】

- つみたて投資枠対象の公募株式投資信託について、指定指数に連動しない公募株式投資信託の要件を「主に株式に投資するもの」から、「主に株式又は公社債に投資するもの」とする。(金融庁注:リスク許容度が高くない若年層や高齢層などが投資の第一歩を踏み出せるよう、債券中心あるいはバランス型の投資信託の選択肢の充実を図るもの)
- 現状、つみたて投資枠における売買手数料はゼロとなっているところ、定期売却サービスに限り、サービスに通常必要と認められる手数料の徴収を可能とする。(金融庁注:資産を運用しながらその成果を活用したいニーズに応える観点から、定期売却サービスの普及に取り組む金融機関のシステム負担に配慮するもの)

(出所)令和8(2026)年度税制改正について 一税制改正大綱における金融庁関係の主要項目一

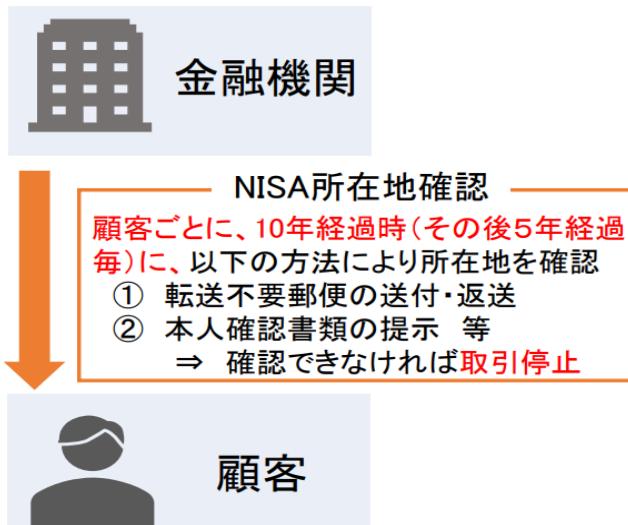
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20251226-2/01.pdf>

○NISA口座開設10年後等の所在地確認の手続きの簡素化及びその他所要の措置を講ずること

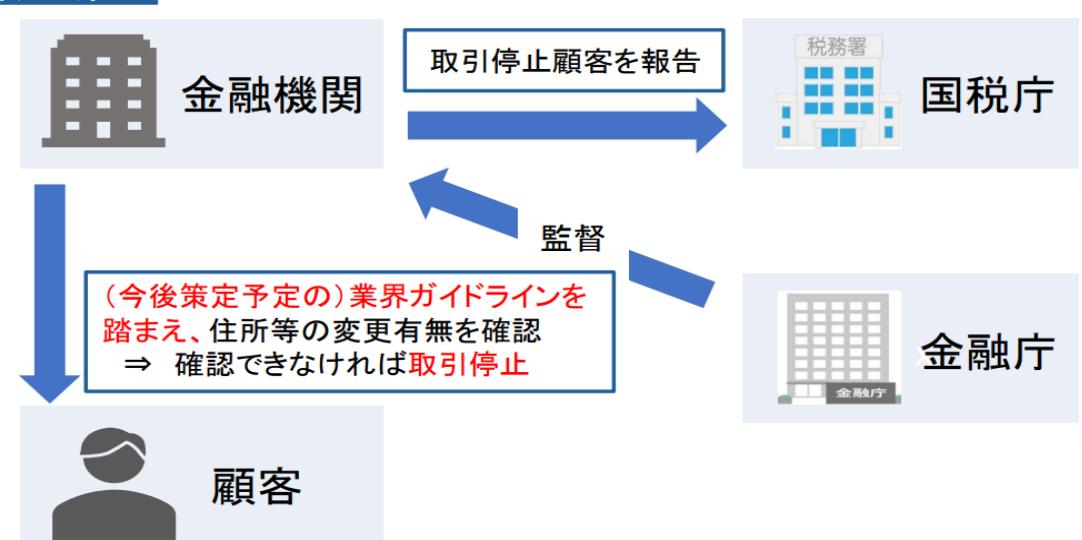
令和8年度税制改正大綱（52頁）

- ④ 非課税累積投資契約に係る非課税措置及び特定非課税累積投資契約に係る非課税措置について、金融商品取引業者等が行う基準経過日における非課税口座を開設している居住者等の住所等の確認に係る措置を廃止する。
- （注）上記の廃止に伴い、金融商品取引業者等において、非課税口座を開設している居住者等の住所等の変更の有無等を確認し、その変更の可能性がある居住者等から一定期間内に非課税口座異動届出書の提出等がなかった場合には当該口座に係る特定累積投資勘定等に上場株式等を受け入れないこととする等の運用上の対応を行うほか、当該特定累積投資勘定等に上場株式等を受け入れないこととした場合には、その年の当該口座に係る非課税口座年間取引報告書にその旨を記載することとする。

現行制度



改正案



（出所）令和8(2026)年度税制改正について－税制改正大綱における金融庁関係の主要項目－

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20251226-2/01.pdf>

○確定拠出年金制度(退職年金等積立金)に係る特別法人税の撤廃又は課税の停止措置の適用期限の延長

令和8年度税制改正大綱 (108頁)

5 その他の租税特別措置等

(国 税)

〔延長〕

(6) 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。

○従業員持株会制度等を利用して取得した上場株式等について、振替の方法により持株会等口座から直接移管を行うことが可能な特定口座の範囲を、当該持株会等口座が開設されている金融商品取引業者等と同一の金融グループに属する金融商品取引業者等に開設している特定口座に拡大すること

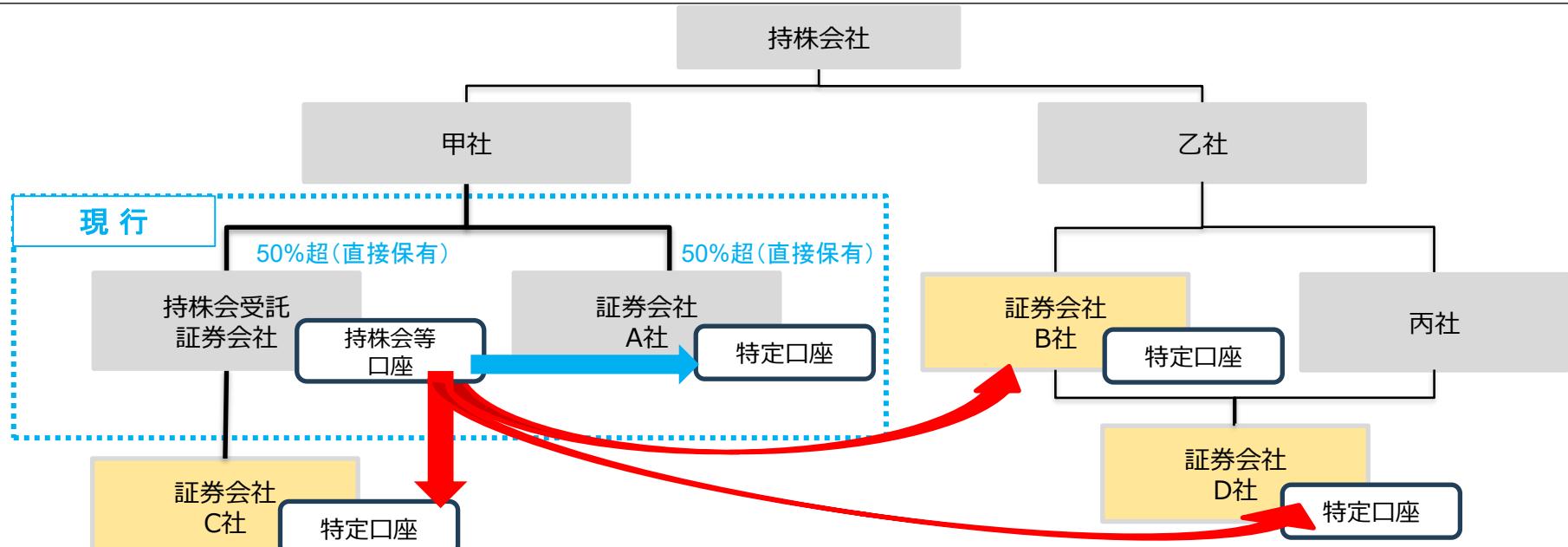
令和8年度税制改正大綱（54頁）

3 金融・証券税制

(国税・地方税)

〔拡充等〕

(5)特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れができる上場株式等の範囲に、持株会契約等に基づき取得した上場株式等で、当該持株会契約等に基づき持株会等口座が開設されている金融商品取引業者等との間に支配関係がある他の金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座に受け入れられるものを加える。



I – 3. 特定口座等の利便性向上

○金融商品取引業者等が特別徴収した上場株式等の配当等に係る住民税配当割について、所得税の確定申告と同様に、大口個人株主による住民税申告により精算できるようにすること

令和8年度税制改正大綱（143頁）

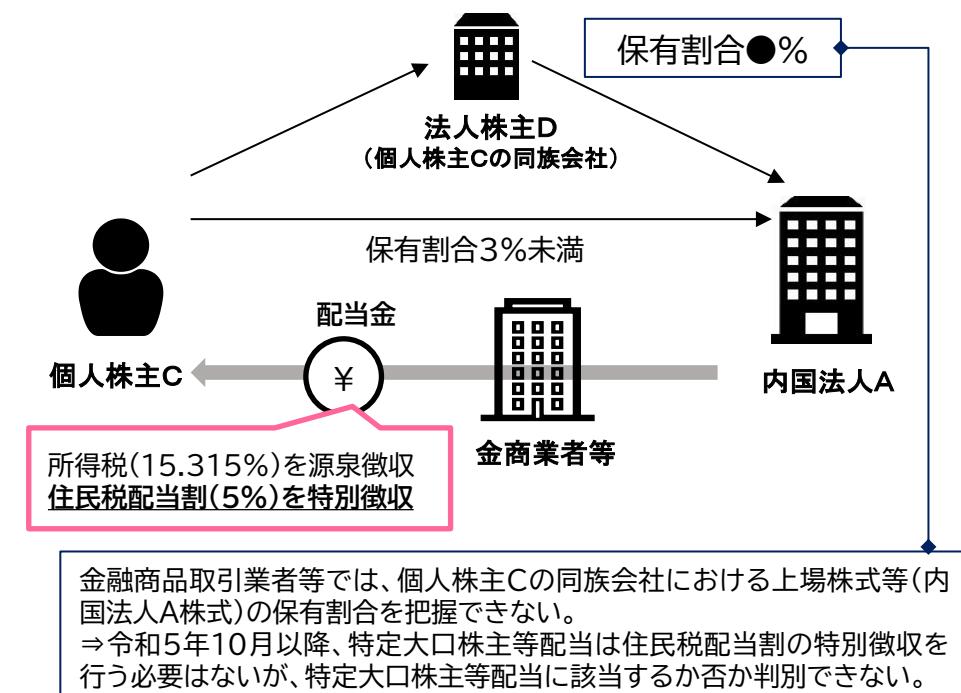
5 その他

（地方税）

（3）個人住民税における配当課税に係る所要の措置

納税義務者が自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が3%以上となる内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等について、引き続き総合課税の対象とした上で、道府県民税配当割の対象とする等の所要の措置を講ずる。

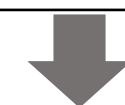
○個人株主（保有割合3%未満）に係る金商業者等の源泉徴収等の実務



当該個人株主が支払を受ける配当等が
「特定大口株主等配当」に該当する場合の精算方法

現行

源泉徴収された所得税: 確定申告により精算可能
特別徴収された住民税配当割: 住民税申告による精算不可
(金商業者等経由で還付請求)



改正後

源泉徴収された所得税: 確定申告により精算可能
特別徴収された住民税配当割: **住民税申告により精算可能**

- 外国金融機関等の及び外国ファンドの債券現先取引等(レポ取引)に係る利子の課税の特例について、適用期限の撤廃又は延長及び対象債券等の範囲の拡充を図ること

令和8年度税制改正大綱 (135頁)

五 國際課税

3 その他

(国 税)

(3)特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の非課税措置の適用期限を3年延長する。

- OECDの新国際課税ルール及び関連する国内法の整備にあたっては実務に与える影響に配慮したものとすること

令和8年度税制改正大綱 (24頁)

第一 令和8年度税制改正の基本的考え方

(6)国際課税(経済のグローバル化・デジタル化への対応)

令和8年度税制改正において、OECDにより発出されたガイダンスの内容等を踏まえ、制度の明確化等の観点から所要の見直しを行う。

- クロスボーダー投資の活性化に向けて租税条約等に係る手続の見直しを行うこと

令和8(2026)年度税制改正について 一税制改正大綱における金融庁関係の主要項目一

【措置の概要】

ファンドを介したクロスボーダー投資について、租税条約の適用申請に係る実務上の課題に対応するため、居住者証明書の提示・提出に係る手続の明確化など運用上の措置を講ずる。

- 投資法人(インフラファンド)に係る課税の特例における再生可能エネルギー発電設備に係る措置の適用期限の延長及び拡充を行うこと

令和8年度税制改正大綱（111頁）

5 その他の租税特別措置等

(国 税)

〔廃止・縮減等〕

(12) 投資法人に係る課税の特例における再生可能エネルギー発電設備に係る措置について、対象となる再生可能エネルギー発電設備を太陽光、風力、水力又は地熱を電気に変換する設備及びその附属設備に限定した上、再生可能エネルギー発電設備の取得期限を5年延長する。

○土地流動化促進等のための長期保有資産に係る買換え特例措置を延長すること

令和8年度税制改正大綱（110、111頁）

5 その他の租税特別措置等

（国 税）

〔廃止・縮減等〕

（10）特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年（一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えのうち港湾の作業船については、令和10年3月31日まで）延長する（所得税についても同様とする。）。

③ 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、買換資産のうち、建物及びその附属設備を特定施設の用に供される建物及びその附属設備に、構築物を特定施設に係る事業の遂行上必要なものに、それぞれ限定する。

○土地の所有権移転登記及び信託登記に係る登録免許税の特例措置を延長すること

令和8年度税制改正大綱（66頁）

2 租税特別措置等

（国 税）

〔延長・拡充等〕

〈登録免許税〉

（6）土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を3年延長する。

	本則	特例
所有権移転登記	2.0%	<u>1.5%</u>
信託登記	0.4%	<u>0.3%</u>

○暗号資産取引に係る必要な法整備と併せて、分離課税の導入を含めた暗号資産取引等に係る課税の見直しを行うこと

令和8年度税制改正大綱（13、52～54頁）

第一 令和8年度税制改正の基本的考え方

② 暗号資産の分離課税化等

暗号資産取引に係る課税については、令和7年度税制改正大綱で示された、投資家保護のための説明義務をはじめとする健全な取引環境の構築に向けた法整備等への対応を前提に、国民の資産形成に資する暗号資産に限って、その現物取引、デリバティブ取引及びETFから生ずる所得を分離課税の対象とする。国民が安心して暗号資産市場に参加できる環境の構築を図る観点から、3年間の繰越控除制度を創設する。

こうした暗号資産の資産形成に資する金融商品としての位置付けは、デジタルエコノミーの進展にもつながるものである。

3 金融・証券税制

(国税・地方税)

〔拡充等〕

④ 先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象に、暗号資産デリバティブ取引(特定暗号資産に係るものに限る。以下「特定暗号資産デリバティブ取引」という。)に係る雑所得等を加える。

⑤ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令の改正を前提に、次の措置を講ずる。

イ 上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例の適用対象に、一定の投資信託を加える。

□ 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等の対象となる株式等の範囲に、特定暗号資産を投資の対象とする投資信託の受益権を加える。

(注3)上記④の改正は、適用開始日(※)以後に行う特定暗号資産デリバティブ取引に係る差金等決済について適用する。

※適用開始日は金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年の1月1日とする。

II. 検討事項とされた要望事項

要望事項(証券界要望のうち各省庁要望に掲げられたもの)

結果

【金融商品に係る損益通算範囲の拡大等に関する税制措置】

○デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めること



(長期検討事項)

令和8年度税制改正大綱 (150頁)

第三 検討事項

2 デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。

III. 未実現の要望事項

要望項目(証券界要望のうち各省庁要望に掲げられたもの)	結果
<p>【NISA制度の更なる利便性向上等】</p> <p>○投資商品の入替をしやすくするため、非課税保有限度額の当年中の復活に関する措置を講ずること</p>	大綱に記載なし
<p>【世代間の資産承継を円滑にするための税制措置】</p> <p>○世代間の資産承継を円滑にするために、一定の要件を満たす上場株式等について、相続税に関する税制優遇措置を講ずること</p> <p>○資産間における相続税の負担感の差により投資者の資産選択を歪めることがないよう上場株式等の相続税評価額等を見直すこと</p>	大綱に記載なし

○極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し(ミニマムタックス)

令和8年度税制改正大綱 (20頁)

第一 令和8年度税制改正の基本的考え方

② 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し

所得税については、累進税率を採用していることから明らかのように、税制全体の中でも垂直的公平の確保に中心的な役割を果たすことが期待されている。令和5年度税制改正で導入した極めて高い水準の所得に対する負担の適正化に係る措置について、税負担の公平性の確保を図る観点から、見直しを行うこととする。具体的には、追加の税負担を計算する基礎となる基準所得金額(給与・事業所得、株式等の譲渡所得、土地建物の譲渡所得、その他の各種所得を合算した所得金額)から控除する特別控除額(現行3.3億円)を1.65億円に引き下げ、税率(現行22.5%)を30%に引き上げる。

本見直しは、令和9年分の所得税から適用する。

○防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

令和8年度税制改正大綱 (29頁)

第一 令和8年度税制改正の基本的考え方

6. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

わが国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保する観点から、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえ、歳出改革等の努力を継続しつつ、所得税額に対して税率1%の新たな付加税として、防衛特別所得税(仮称)を課す。防衛特別所得税(仮称)の課税期間は、令和9年1月からとする。

併せて、現下の家計を取り巻く状況に配慮し、足下で家計負担が増加しないよう復興特別所得税の税率を1%引き下げる。同時に、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保する観点から、課税期間を令和29年までの10年間延長する。今後、復興財源の確保の状況を確認しつつ、必要な対応を行っていく。

令和8年度税制改正後も、令和5年度税制改正大綱及び令和7年度税制改正大綱に明記したとおり、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き責任を持って確保する。